

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年9月4日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による障害給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成27年10月19日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、建設作業員として従事していた。
- 2 請求人は、平成27年11月9日、建設現場での業務を終え、同僚が運転する車両に同乗して帰宅途上、同僚の不注意による自損事故により負傷した。請求人は、同日、C医療機関に救急搬送され、「胸椎多発骨折」と診断され、同月13日、脊椎固定術を、平成28年11月10日、脊椎内異物除去術を行い、療養の結果、同年12月20日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年8月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、せき柱の障害であると認められるので、以下検討する。
- (2) 請求人のせき柱の障害について、D医師は平成30年8月28日付け意見書において、「レントゲン上、第11、12胸椎に明らかに圧迫骨折が認められる。」旨述べており、決定書に説示のとおり障害等級第11級の5「せき柱に変形を残すもの」に該当するものと判断する。
- (3) なお、請求人は、胸腰椎部の可動域は1/2以下に制限されている旨主張する。しかし、E医師作成の平成29年2月21日付け後遺障害診断書及び同年12月10日付け診断書並びに平成31年2月12日付け意見書により、胸腰椎部の可動域は自動にて測定されたことは明らかであるから同医師の測定値を採用することはできない。この点、請求人は、本件は自動可動域角度を採用すべきであると主張するが、他動運動による測定値を採用することが適切でなく自動運動による測定値を参考として、障害の認定を行う必要がある場合とは、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となり、他動では関節を可動させるとがまんできない程度の痛みが生じるために自動では可動できないと医学的に判断される場合などである。

請求人は、前記のE医師作成の診断書のとおり自動での胸腰部の関節を可動することができ、本件一件記録を精査したが後屈の自動運動の制限を示唆する「疼痛等」を認める医学的意見はないから、請求人の主張は採用することができない。

したがって、決定書に説示するとおり、せき柱の運動障害について障害等級に

該当しないとの審査官の結論は妥当とすることができる。

- (4) 以上に検討したとおり、請求人に残存する障害は障害等級第11級の5「せき柱に変形を残すもの」に該当するものと判断する。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月31日